

# 香南市人事行政の運営等の状況

平成28年12月

香 南 市

# 香南市人事行政の運営等の状況

## ～目次～

第1章	職員の給与・定員管理の状況	P	1
1	総括	P	1
	(1) 人件費の状況	P	1
	(2) 職員給与費の状況	P	1
	(3) ラスパイレス指数の状況	P	1
	(4) 給与改定の状況	P	2
	(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について	P	2
2	職員の平均給料月額、初任給等の状況	P	3
	(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	P	3
	(2) 職員の初任給の状況	P	4
	(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	P	4
3	一般行政職の級別職員数等の状況	P	4
	(1) 一般行政職の級別職員数の状況	P	4
	(2) 昇給への勤務成績の反映状況	P	4
4	職員手当の状況	P	5
	(1) 期末・勤勉手当	P	5
	(2) 退職手当	P	5
	(3) 地域手当	P	5
	(4) 特殊勤務手当	P	6
	(5) 時間外勤務手当	P	7
	(6) その他の手当	P	7
5	特別職の報酬等の状況	P	8
6	職員数の状況	P	9
	(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由	P	9
	(2) 年齢別職員構成の状況	P	10
	(3) 職員数の推移	P	10
7	公営企業職員の状況	P	11
	(1) 水道事業	P	11
	(2) 工業用水道事業	P	13
第2章	職員の任免及び職員数に関する状況	P	15
1	任用の状況	P	15
	(1) 採用者数	P	15
	(2) 退職者数	P	15
第3章	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	P	16
1	勤務時間	P	16
	(1) 勤務時間	P	16
	(2) 週休日及び休日	P	16
2	休暇の種類	P	16
	(1) 年次有給休暇	P	16
	(2) 病気休暇	P	16
	(3) 特別休暇	P	16
	(4) 介護休暇	P	19
	(5) 組合休暇	P	20

3	育児休業等	P 2 0
(1)	育児休業	P 2 0
(2)	部分休業	P 2 0
第 4 章	職員のサービスの状況	P 2 1
1	年次有給休暇の取得状況	P 2 1
2	育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況	P 2 1
(1)	育児休業	P 2 1
(2)	部分休業	P 2 1
(3)	介護休暇	P 2 1
3	職務専念義務免除	P 2 2
第 5 章	職員の分限及び懲戒処分の状況	P 2 3
1	分限処分	P 2 3
(1)	分限処分の状況	P 2 3
2	懲戒処分	P 2 3
(1)	懲戒処分の状況	P 2 3
(2)	処分の事由別状況	P 2 3
第 6 章	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	P 2 4
1	職員研修の状況	P 2 4
第 7 章	職員の福祉の状況	P 2 6
1	健康診断の実施	P 2 6
(1)	一般定期健康診断	P 2 6
2	互助会制度	P 2 6
3	労働安全衛生管理体制	P 2 6
4	公務災害の発生状況	P 2 6
第 8 章	職員の利益の保護について	P 2 6
1	勤務条件に関する措置の要求の状況	P 2 6
2	不利益処分に関する不服申し立ての状況	P 2 6

# 第1章 職員の給与・定員管理の状況

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参 考) 26年度の人件費率
27年度	人 34,035	千円 21,196,211	千円 492,976	千円 3,350,844	% 15.8	% 15.6

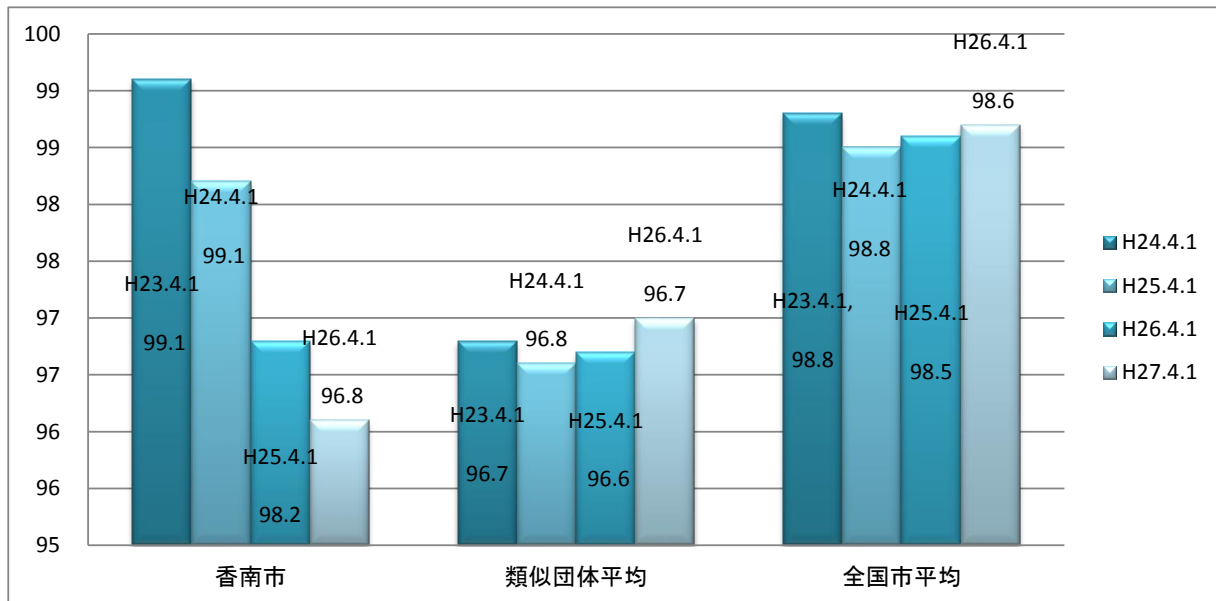
### (2) 職員給与費の状況（平成27年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) H27.4.1 類似団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 373	千円 1,403,418	千円 209,225	千円 502,010	千円 2,114,653	千円 5,669	千円 5,785

- (注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。  
2. 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

### (3) ラスパイレス指数の状況

区 分	平成24年4月1日	平成25年4月1日	平成26年4月1日	平成27年4月1日
香南市のラスパイレス指数	99.1	98.2	98.2	96.1
類似団体平均のラスパイレス指数	96.8	96.6	96.6	97
全国市平均のラスパイレス指数	98.8	98.5	98.5	98.7



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3. 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	高知県人事委員会の勧告				給与改定率	(参 考) 国の改定率
	民間給与	公務員給与	格 差	勧 告 (改定率)		
27年度	347,685円	347,156円	529円 (0.15%)	% 若年層に限定	% —	% 0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	高知県人事委員会の勧告				年間支給月数	(参 考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合	公務員の支給月数	格差	勧 告 (改定月数)		
27年度	3.96月	3.95月	0.01月	改定なし	3.95月	4.20月

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

国家公務員の給与水準を下回る水準が続いていることから実施していません。

②地域手当の見直し

支給割合0% (国基準0%)

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
香南市	44.1歳	331,600円	396,056円	350,754円
高知県	44.3歳	325,895円	388,916円	346,748円
国 (H27.4.1時点)	43.5歳	334,283円	408,996円	—
類似団体平均 (H27.4.1時点)	42.5歳	319,751円	378,183円	345,434円

### ②技能職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
香南市	49.6歳	12人	312,336円	321,938円	318,791円	—	—	—	—
うち学校給食員	48.0歳	9人	311,433円	316,399円	314,155円	調理士	43.1歳	208,500円	1.52
うち用務員	50.3歳	2人	273,329円	287,062円	284,115円	用務員	54.6歳	200,300円	1.43
うち自動車運転手	—	—	—	—	—	自家用自動車運転手	53.2歳	220,800円	—
うちその他	52.7歳	1人	* 円	* 円	379,075円	—	—	—	—
高知県	56.0歳	54人	320,683円	347,792円	331,626円	—	—	—	—
国 (H27.4.1時点)	50.2歳	2,994人	289,141円	328,318円	—	—	—	—	—
類似団体平均 (H27.4.1時点)	49.8歳	20人	313,072円	339,548円	325,649円	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

#### <技能職員等の給与等の見直しに向けた取組方針>

##### ① 基本的な考え方

本市における技能職員給与は、民間の同職種の給与と比較しても高く、国・県からの強い指導もあることから早急な見直しを検討しなければならないと考えます。

##### ② 具体的な取組内容

行二給料表の適用に向けて職員組合と協議を重ねて行きます。

(2) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分		香南市	高知県	国
一般行政職	大学卒	初級職 169,800円	上級職 177,600円	174,200円
	高校卒	初級職 143,700円	初級職 143,700円	142,100円
技能職	高校卒	143,700円	145,800円	139,500円
	中学卒	—	132,600円	131,500円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	220,600円	314,500円	353,900円	373,400円
	高校卒	213,000円	295,800円	357,100円	374,800円
技能労働職	高校卒	213,000円	295,800円	327,300円	374,100円

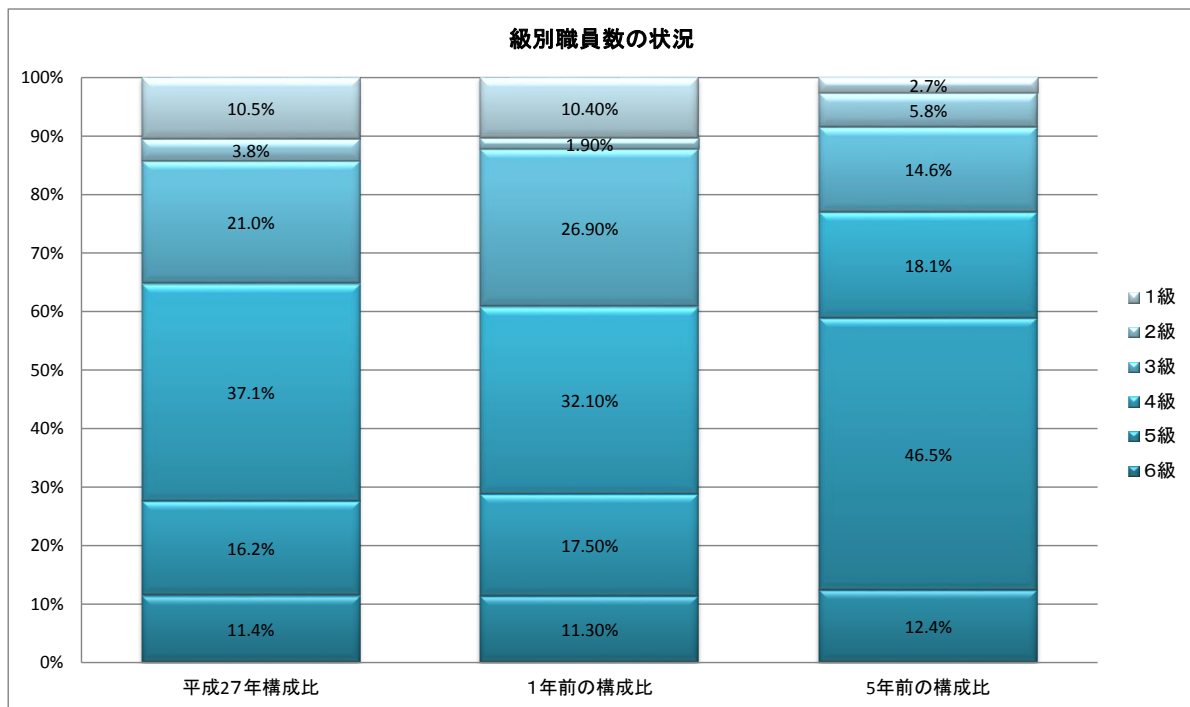
3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参 考		1号給の給料月額	最高号給の給料月額
				1年前の構成比	5年前の構成比		
1級	主事及び技師の職務	22	10.5%	10.4%	2.7%	135,900円	244,000円
2級	主事及び技師の職務	8	3.8%	1.9%	5.8%	186,100円	309,500円
3級	主査及び主査技師の職務	44	21.0%	26.9%	14.6%	223,200円	356,700円
4級	係長・主任の職務	78	37.1%	32.1%	18.1%	262,200円	390,400円
5級	課長補佐・主監及び技監の職務	34	16.2%	17.5%	46.5%	289,500円	402,800円
6級	課長・参事の職務	24	11.4%	11.3%	12.4%	320,900円	424,900円

- (注) 1. 香南市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の勤務成績を「極めて良好」、「特に良好」、「良好」、「やや良好でない」、「良好でない」の5段階の昇給区分を設定。平成26年度中は、昇給への勤務成績の反映は行いませんでした。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末・勤勉手当

香 南 市		
1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,346千円		
(27年度支給割合) <table border="0" style="width:100%"> <tr> <td style="text-align:center">期末手当 2.55月 (1.375月)</td> <td style="text-align:center">勤勉手当 1.40月 (0.7月)</td> </tr> </table>	期末手当 2.55月 (1.375月)	勤勉手当 1.40月 (0.7月)
期末手当 2.55月 (1.375月)	勤勉手当 1.40月 (0.7月)	
(加算措置の状況) 職制上の段階・職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		

高 知 県	国				
1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,546千円	—				
(27年度支給割合) <table border="0" style="width:100%"> <tr> <td style="text-align:center">期末手当 2.55月 (1.375月)</td> <td style="text-align:center">勤勉手当 1.40月 (0.70月)</td> </tr> </table>	期末手当 2.55月 (1.375月)	勤勉手当 1.40月 (0.70月)	(27年度支給割合) <table border="0" style="width:100%"> <tr> <td style="text-align:center">期末手当 2.60月 (1.45月)</td> <td style="text-align:center">勤勉手当 1.60月 (0.75月)</td> </tr> </table>	期末手当 2.60月 (1.45月)	勤勉手当 1.60月 (0.75月)
期末手当 2.55月 (1.375月)	勤勉手当 1.40月 (0.70月)				
期末手当 2.60月 (1.45月)	勤勉手当 1.60月 (0.75月)				
(加算措置の状況) 職制上の段階・職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階・職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%				

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### (2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

香 南 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 20.445月分 25.55625月分	勤続20年 20.445月分 25.55625月分
勤続25年 29.145月分 34.5825月分	勤続25年 29.145月分 34.5825月分
勤続35年 41.325月分 49.59月分	勤続35年 41.325月分 49.59月分
最高限度額 49.59月分 49.59月分	最高限度額 49.59月分 49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~20%加算）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~45%加算）
1人当たり平均支給額（平成27年度） 19,442千円(定年・勸奨)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### (3) 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績（平成27年度決算）		710千円	
支給職員1人当たり平均支給額（平成26年度決算）		—千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	—%	一人	—%



## (4) 特殊勤務手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)	4,451 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	98,911 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	12.1 %		
手当の種類(手当数)(27年度)	8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	作業従事者	感染症の予防及び感染症の患者、家畜伝染病の病原体を有する家畜に対する防疫作業	日額 500円
行旅病人死亡人取扱い手当	作業従事者	行旅病人の救護若しくは移送又は行旅死亡人を収容する作業	日額 2,000円
動物死体処理作業手当	作業従事者	動物の死体処理作業	1回 500円
非常緊急呼出手当	作業従事者	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に事故等により緊急呼出を受け出務	1回 1,000円
消防業務手当	消防職員	香南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第5条の規定により勤務を命ぜられている消防職員	月額 5,000円
救命士手当	消防署救命業務担当職員	救急救命士としての業務	月額 5,000円
救急隊出動手当	消防署救急業務担当職員	消防署に勤務する職員が救急隊員として管外に出動する業務	1回 400円
夜間業務手当	消防署深夜業務従事者	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた消防職員	勤務1時間につき1,000円に香南市一般職の職員の給与に関する条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額を加算した額

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	112,187千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	300千円
支給実績（26年度決算）	116,556千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	312千円

## (6) その他の手当

(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 ただし、配偶者のない職員の扶養親族の1人目 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	同じ	同じ	32,769千円	195,054円
住居手当	1 借家・借間居住者 最高支給限度額 27,000円 3 単身赴任手当受給者の留守宅に配偶者等が居住するための住宅を借り受け、家賃を払っているもの 1の1/2の額	同じ	同じ	20,224千円	277,041円
通勤手当	自動車等使用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上15km未満 6,500円 15km以上20km未満 8,900円 20km以上25km未満 1万1,300円 ：	同じ	同じ	14,880千円	54,505円
管理職手当	課長、支所長、消防長等 本俸10% 幼稚園長、保育所長等 本俸8% 参事、消防署長、消防課長 本俸5%	異なる	支給割合	17,161千円	490,314円

## 5 特別職の報酬等の状況

(平成28年4月1日現在)

区分		給料・報酬月額等		
特別職 給料	市長	765,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 989,000円 259,000円	
	副市長	655,000円	816,000円	325,000円
議会議員 報酬	議長	390,000円	545,000円	230,000円
	副議長	350,000円	474,000円	200,000円
	議員	290,000円	442,000円	180,000円
特別職 期末手当	市長	(平成27年度支給割合)		
	副市長	6月期	1.40	月分
	教育長	12月期	1.55	月分
		合計 2.95月分		
議会議員 期末手当	議長	(平成27年度支給割合)		
	副議長	6月期	1.40	月分
	議員	12月期	1.55	月分
		合計 2.95月分		
特別職 退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料×在職年数×500/100	15,300,000円	任期毎
	副市長	給料×在職年数×300/100	7,860,000円	任期毎
	備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

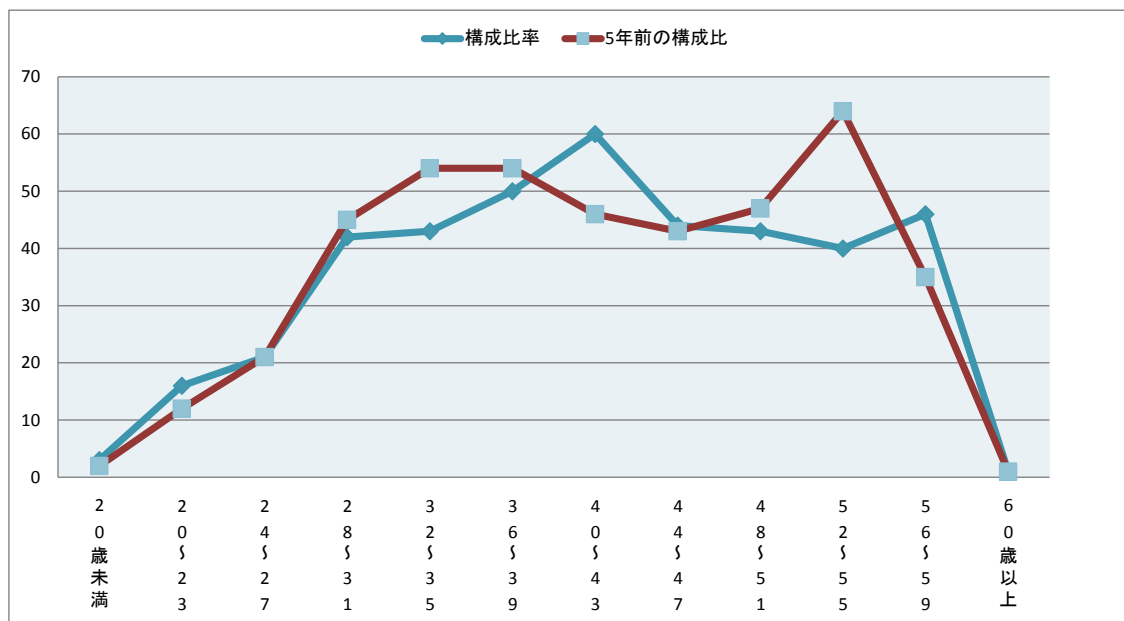
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職員数 (人)		対 前 年 増減数 (人)	主な増減理由
		平 2 7	平 2 8		
福祉関係 を除く 一般行政	議 会	3	3	0	
	総 務	76	78	2	業務の増加2
	税 務	20	19	▲1	事務の統合▲1
	農 水	16	17	1	業務の増加1
	商 工	6	6	0	
	土 木	17	17	0	
	小 計	138	140	2	
福祉関係	民 生	98	95	▲ 3	その他▲3
	衛 生	22	21	▲ 1	事務事業の見直し▲1
	小 計	120	116	▲ 4	
一般行政計		258	256	▲2	
教 育		72	74	2	業務の増加2
消 防		44	44	0	
公 営 企業等	水 道	8	8	0	
	下 水 道	6	6	0	
	そ の 他	21	21	0	
	小 計	35	35	0	
総合計		409	409 [462]	0	平成27年度からは教育長を特別職としている

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 [ ] 内は条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）

区分	20歳未満	20～23	24～27	28～31	32～35	36～39	40～43	44～47	48～51	52～55	56～59	60歳以上	計
職員数	1人	19人	27人	42人	40人	54人	55人	42人	47人	34人	47人	1人	409人
構成比率	0.24%	4.65%	6.60%	10.27%	9.78%	13.20%	13.45%	10.27%	11.49%	8.31%	11.49%	0.24%	100%



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	過去5年間の削減率
一般行政		267	261	263	262	258	256	△11 (△4.1%)
教育		73	72	70	69	72	74	1 (1.4%)
消防		43	43	43	43	44	44	1 (2.3%)
普通会計	計	383	376	376	374	374	374	△9 (△2.3%) ・人口1万人当たりの職員数 109.89人 ・類似団体人口1万人当たりの職員数 93.47人
公営企業等会計		37	34	34	34	35	35	△2 (5.4%)
計		420	410	410	408	409	409	△11 (2.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 (B/A)	(参考) 26年度の人件費率
27年度	千円 349,775	千円 47,972	千円 31,359	% 9.0	% 9.5

(注) 資本勘定職員に係る職員給与費を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	人 4	千円 14,558	千円 3,892	千円 5,580	千円 24,030	千円 6,008

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

#### ② 職員の手当の状況

##### ア 期末・勤勉手当

香南市 (水道事業)	香南市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,395千円	1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,346千円
(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.40月分 (1.375)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.40月分 (1.375)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階・職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階・職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

##### イ 退職手当 (平成28年4月1日現在)

香 南 市 ( 水 道 事 業 )			香 南 市 ( 一 般 行 政 職 )		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
			1人当たり平均支給額 (平成27年度)	19,442千円 (定年・勸奨)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### ウ 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給額 (平成27年度決算)		-		千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)	
-	-%	-人	-%	

##### エ 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	3,015千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	754千円

オ その他の手当

(平成27年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (27年度決算)	支給職員1人当りの 平均支給年額 (27年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 ただし、配偶者のない職員の扶養親族の1人目 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	同じ	同じ	684千円	171千円
住 居 手 当	1 借家・借間居住者 最高支給限度額 27,000円 2 単身赴任手当受給者の留守宅に配偶者等が居住するための住宅を借り受け、家賃を払っているもの 1の1/2の額	同じ	同じ	0千円	0千円
通 勤 手 当	自動車等使用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上15km未満 6,500円 15km以上20km未満 8,900円 20km以上25km未満 1万1,300円 ⋮	同じ	同じ	193千円	64千円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 (B/A)	(参考) 26年度の人件費率
27年度	千円 26,883	千円 18,869	千円 ※	% ※	% ※

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	人 1	千円 ※	千円 ※	千円 ※	千円 ※	千円 ※

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

② 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

香南市 (工業用水道事業)	香南市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (平成27年度) ※千円	1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,346千円
(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.40月分 (1.375)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.40月分 (1.375)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階・職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階・職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

イ 退職手当 (平成28年4月1日現在)

香 南 市 ( 水 道 事 業 )			香 南 市 ( 一 般 行 政 職 )		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
			1人当たり平均支給額 (平成27年度)	19,442千円 (定年・勸奨)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給額 (平成27年度決算)		— 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
—	—%	—人	—%

エ 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	※千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	※千円



オ その他の手当

(平成28年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 ただし、配偶者のない職員の扶養親族の1人目 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	同じ	同じ	※ 千円	※ 千円
住 居 手 当	1 借家・借間居住者 最高支給限度額 27,000円 2 単身赴任手当受給者の留守宅に配偶者等が居住するための住宅を借り受け、家賃を払っているもの 1の1/2の額	同じ	同じ	－ 千円	－ 千円
通 勤 手 当	自動車等使用者 2 km以上5 km未満 2,000円 5 km以上10 km未満 4,100円 10 km以上15 km未満 6,500円 15 km以上20 km未満 8,900円 20 km以上25 km未満 1万1,300円 ：	同じ	同じ	－ 千円	－ 千円

\*個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、平均支給額の欄を(\*)としています。

## 第2章 職員の任免及び職員数に関する状況

### 1 任用の状況

#### (1) 採用者数

平成27年度に新たに採用された職員の状況は、次のとおりです。

	採用者数（人）	
	初級	
一般事務	9	
保育士・幼稚園教諭	7	
栄養士	1	
技能労務職	1	
合計	18	

#### (2) 退職者数

平成27年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

	退職者数（人）		
	定年退職	勸奨退職	割愛退職
一般事務	5	6	1
保育士・幼稚園教諭	5	0	
保健師	0	0	
栄養士	0	0	
技能労務職	0	0	
合計	10	6	1

## 第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### 1 勤務時間

#### (1) 勤務時間

職員の勤務時間は、条例及び規則により休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45時間としており、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、その勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分としています。

また、一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっており、休憩時間は午後0時から午後1時までとなっています。

#### (2) 週休日及び休日

週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいい、原則として毎週日曜日及び土曜日が週休日となっています。

休日とは、正規の勤務時間において勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は年末年始の休日（12月29日から1月3日までの日。国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいいます。

（注）職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、1週間の勤務時間等の特例を定めています。

この場合、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることとしており、それが困難な場合は、4週間を超えない期間で1週間当たり1日以上の割合で週休日を設けることとしています。

### 2 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

#### (1) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに付与する休暇で、その日数は1年において20日となっており、1日又は1時間単位で取得することができます。

また、年次有給休暇は当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰越することができます。

#### (2) 病気休暇

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

- ア 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の規定に基づき厚生労働省令で定められた疾病にかかっている期間
- イ 公務による疾病又は負傷は医師の証明等に基づき必要最小限度の期間
- ウ 公務によらない結核性疾患は1年以内
- エ ア又はウ以外の私傷病にあつては医師の証明等に基づき、引き続き90日以内、ただし、高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓病、じん臓疾患、糖尿病、悪性新生物又は精神性疾患にあつては150日を超えない期間

#### (3) 特別休暇

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇で、次の表のとおりです。

原 因	承認を与える期間
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間

<p>2 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 身体障害者療養施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	<p>1年において5日の範囲内の期間</p>
<p>5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>5日（勤務を要しない日、休日を除く。）以内。原則として休暇を承認する期間は結婚の日の5日前から結婚の日を含む8週間以内とする。ただし、勤務等により所属長が認めた場合はこの限りでない。</p>
<p>6 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>7 女性職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間（多胎妊娠の場合にあつては10週間）を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>

<p>8 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日に2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
<p>9 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間内における3日（再任用短時間勤務職員にあっては16時間）の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員にあっては、時間）</p>
<p>10 職員の妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>職員の妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間</p>
<p>11 看護  (1) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合  (2) 前号により1の年につき定められた期間の全てについて承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。）</p>	<p>(1) 一の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間  (2) 1の年につき2日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>
<p>12 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬祭、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ） 10日  父母 7日  子 5日  祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 3日  孫、おじ又はおば、子の配偶者又は配偶者の子、祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配</p>

	偶者の兄弟姉妹、おじ又はおばの配偶者 1日
13 職員が父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事（父母、配偶者及び子の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
14 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年の7月から9月までの期間内（勤務体制等により所属長が認めた場合はこの限りでない。）における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
15 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
16 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
17 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
18 地方公務員法第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
19 女性職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合）	必要と認められる期間。ただし、1日を超えるときは、その超える期間については、第26条第1項第2号の規定による
20 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断	そのつど必要と認める時間
21 妊娠障害	診断書により7日以内
22 妊産婦である女性職員の健康診査及び保健指導（妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合）	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
23 妊娠中の女性職員の通勤緩和（妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体または胎児の健康保持に影響があると認めるとき。）	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

#### (4) 介護休暇

介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母などで負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間に

わたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です。介護休暇の取得の時間、期間は給与の支給はなく、取得できる期間は6ヶ月以内となっています。

(5) 組合休暇

組合休暇は、職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合の休暇です。1年において、30日を超えない範囲で、1日又は1時間単位で取得することができます。

### **3 育児休業等**

(1) 育児休業

職員は、任命権者の承認を受けて、育児休業中は給与の支給を受けずに、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業をすることができます。

(2) 部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。(部分休業の期間については無給です。)

## 第4章 職員のサービスの状況

### 1 年次有給休暇の取得状況

平成27年平均使用日数
7.0日

### 2 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

(1) 育児休業（平成27年度中に新たに育児休業を取得した職員数）

区分	育児休業 取得者数	育 児 休 業 承 認 期 間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	0						
女性職員	11	0	5	4	1	0	0
計	11	0	5	4	1	0	0

(2) 部分休業（平成26年度中に新たに部分休業を取得した職員数）

平成27年度中の部分休業取得者はなし

(3) 介護休暇（平成26年度中に承認された介護休暇取得者数）

平成27年度の介護休暇取得者はなし



### 3 職務専念義務免除

「職員は、その勤務時間中においては、職務上の注意力の全てをその職責遂行に用い、地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」（地方公務員法第35条）とされていますが、法律又は条例に特別の定めがある場合は、職務に専念する義務を免除されることがあります。その特例規定として定められている場合は次のとおりです。

#### 【職務に専念する義務の特例に関する条例（抜粋）】

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、任命権者又はその委任を受けた者が必要と認める場合

#### 【職務に専念する義務の特例に関する規則（抜粋）】

第2条 香南市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号から第3号に規定する場合を除くほか、職員があらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる場合を次のように定める。

- (1) 市の特別職の公務員を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
  - (2) 当該職員の職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
  - (3) 市の事務を処理する一部事務組合の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
  - (4) 市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる公共的団体等の役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
- (\*以下省略)

## 第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況

### 1 分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、降任、免職、休職等があります。

(1) 分限処分の状況 (平成27年度)

(単位：件)

処分の種類 処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務成績不良の場合	-	-	-	0
心身の故障の場合	-	-	1	1
適格性の欠如の場合		-	-	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	-	-	-	0
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	0
学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合	-	-	-	0
水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	-	-	-	0
合計	0	0	1	1

### 2 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として、戒告、減給、停職、免職があります。

(1) 懲戒処分の状況 (平成27年度)

(単位：件)

懲戒処分				
戒告	減給	停職	免職	計
0	0	0	0	0

(2) 処分の事由別状況

(単位：件)

給与・任用 関係	一般服務 関係	一般非行 関係	事務に関する不正	道路交通法 違反	監督責任	計
0	0	0	0	0	0	0

## 第6章 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### 1 職員研修の状況

平成27年度に受講した研修実績については次の表のとおりです。

研 修 名 称	対 象 者	受講者数
新採用職員研修	新採用職員	17
採用2年目職員研修	勤続年数（2年目の職員）	18
採用5年目職員研修	勤続年数（5年目の職員）	5
採用10年目職員研修	勤続年数（10年目の職員）	5
採用15年目職員研修	勤続年数（15年目の職員）	13
係長研修	係長級職員（新任者）	7
課長補佐研修	課長補佐級職員（新任者）	9
課長研修	課長級職員（新任者）	6
基本研修（一般職）	階層別研修を受講する一般職	12
基本研修（管理職）	階層別研修を受講する管理職	8
自治体法務入門研修	全職員	1
政策法務入門	全職員	2
地方自治法・公務員研修法	全職員	2
事例で学ぶ民法研修	全職員	2
事例で学ぶ行政法研修	全職員	2
企業決算書の見方研修	全職員	3
公会計財務書類活用研修	全職員	5
行財政問題研究研修	全職員	3
滞納事務研修	全職員	3
先進地に学ぶ未来創造研修	全職員	2
人事・研修担当者研修	人事・研修担当職員	1

議会事務局職員研修	議会事務局職員	2
契約事務基礎研修	全職員	4
起案文書作成基礎研修	全職員	8
新任土木技術職員研修	土木担当課等に配属（2年未満）	
パソコン集合研修		14
eラーニング研修	全職員	15
OJTの進め方研修	全職員	1
コーチング研修	全職員	0
クレーム対応力向上研修	全職員	3
チーム力向上のためのコミュニケーション研修	管理職・人材育成担当職員	0
住民満足度アップのための接客研修	全職員	0
リスクマネジメント研修	全職員	1
管理職のためのメンタルヘルス研修	係長級以上の職員	0
意識改革セミナー	全職員	9
男女共同参画セミナー	全職員	4
地域力創造研修	全職員	2
人事評価研修	任意（新採、新管理職必須）	67
行政法研修	採用後10年未満の職員	53

## 第7章 職員の福祉の状況

職員の安全と健康を確保し、快適な環境を形成するために、労働安全対策を行う体制を整備しています。また、各種健康診断を実施し、その結果必要と認める職員に対し健康指導を行っています。実施状況については、次のとおりです。

### 1 健康診断の実施

- (1) 一般定期健康診断  
成人病検診、レントゲン検診、B型肝炎抗体検査（消防

### 2 互助会制度（平成27年度）

会員数	409 人
市の負担金	8,654 千円
会員掛金額	8,654 千円
補助対象となる主な事業内容	医療費助成金・出産祝金・結婚祝金・入学祝金・銀婚祝金 弔慰金・傷病給付金・損害見舞金・休業給付金・災害見舞金・傷病見舞金・差額ベッド費用の助成金

### 3 労働安全衛生管理体制（平成27年度）

香南市職場衛生委員会の設置・運営

### 4 公務災害の発生状況（平成27年4月～平成28年3月）

公務（通勤）災害認定数	2 件
-------------	-----

## 第8章 職員の利益の保護について

### 1 勤務条件に関する措置の要求の状況（公平委員会）

業務の状況	平成27年度
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定のうえ必要な措置をとること	0 件

### 2 不利益処分に関する不服申し立ての状況（公平委員会）

業務の状況	平成27年度
職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決または決定すること	0 件